

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第1号

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公開の実施等)	(公開の実施等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 (略)	5 (略)
(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープその他これに類するものに複写したものを更に他の録音カセットテープに複写したもの	(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープその他これに類するものに複写したものを更に他の録音カセットテープに複写したもの
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
6～11 (略)	6～11 (略)
附 則	附 則
1～7 (略)	1～7 (略)
<u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u>	
<u>8 令和3年4月1日前に藤井寺市情報公開条例施行規則（平成11年藤井寺市規則第20号）、大阪狭山市情報公開条例施行規則（平成10年大阪狭山市規則第29号）、情報公開規則（平成11年熊取町規則第1号）又は河南町情報公開条例施行規則（平成13年河南町規則第1号）（次項において「市町の規則」という。）の様式により提出されている請求書その他の書類のうち、水道事業に係るものは、</u>	

この規則の様式により提出されたものと
みなす。

9 市町の規則の様式により作成した用紙
は、当分の間、所要の調整をした上、こ
の規則の様式により作成した用紙として
使用することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。